

二 級 河 川 苅 屋 川 水 系
河 川 整 備 計 画

平成 31 年 3 月

徳 島 県

目 次

1. 流域及び河川の概要	1
2. 現状と課題	3
2-1 洪水，津波，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	3
2-1-1 洪水	3
2-1-2 内水氾濫	3
2-1-3 津波，高潮	4
2-1-4 河川の維持管理	4
2-1-5 施設の能力を上回る洪水等への対応	4
2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	4
2-3 河川環境に関する現状と課題	5
2-3-1 動植物	5
2-3-2 水質	5
2-3-3 河川空間の利用	6
3. 河川の整備の目標に関する事項	7
3-1 河川整備計画の対象区間	7
3-2 河川整備計画の対象期間	7
3-3 河川整備計画の見直し	7
3-4 洪水，津波，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	8
3-4-1 洪水による災害の防止又は軽減	8
3-4-2 内水による災害の防止又は軽減	8
3-4-3 津波，高潮による災害の防止又は軽減	8
3-4-4 河川の維持管理	9
3-4-5 施設の能力を上回る洪水等への対応	9
3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	9
3-6 河川環境の整備と保全に関する目標	10
3-6-1 動植物	10
3-6-2 水質	10
3-6-3 河川空間の利用	10

4. 河川の整備の実施に関する事項	11
4-1 河川工事の目的，種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される 河川管理施設の機能の概要	11
4-1-1 洪水，津波，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	11
4-2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所に関する事項	15
4-2-1 洪水，津波，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	15
4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	17
4-2-3 河川環境の整備と保全に関する事項	17
5. 連携・協働	18
5-1 地域住民・関係機関等との連携・協働	18
5-1-1 地域住民等との連携	18
5-1-2 関係機関との連携	18
5-1-3 水教育	18
5-2 危機管理体制・水防活動	19
5-2-1 河川情報の高度化・提供	19
5-2-2 防災体制と防災情報の強化	19

1. 流域及び河川の概要

苅屋川^{かりやがわ}は、その源を徳島県阿南市羽ノ浦町^{なかしょう}中庄に発し、平野部に広がる農地からの水を集めつつ西から東に流れ、阿南市那賀川町^{かりや}苅屋で水門を通じて紀伊水道に注ぐ、流路延長約 2.0km、流域面積約 2.9km² の二級河川である。

流域は、一級河川那賀川により運ばれた^{さいせつ}砕屑物により形成された高低差約 10m の那賀川平野に位置し、河床勾配は約 1/3,000 となっている。また、周辺を流れる太田川^{おたがわ}、幾島川^{いくしまがわ}、出島川等とともに、那賀川旧河道の一つであった。



表 1-1 苅屋川流域諸元表

幹川流路 延長 (km)	流域面積 (km ²)	流域内 人口・世帯数	想定氾濫区域内		
			面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
2.0	2.9	約 2,200 人 約 730 世帯	0.05	約 400	8,000

※人口・世帯数は平成 27 年国勢調査による。

阿南市那賀川町、同市羽ノ浦町は、寒候期（10 月～3 月）に雨が少なく、暖候期（4 月～9 月）に降雨量が多い太平洋側気候に属する。年平均気温は 16℃を超えることが多く、年平均降水量は約 2,000mm である。

主な自然環境は、流域内には山地部がなく低平な土地が広がっているため、水田が広がる中に宅地が存在している状況である。中・下流部では用排水路が細やかに整備されており、河川・水路内に生息する生物種は多く確認できる。

流域は阿南市（那賀川町、羽ノ浦町）に属しており、国勢調査によると、流域内の人口は平成 17 年（2005）の約 2,300 人から僅かに減少している。一方、世帯数は、平成 12 年（2000）の約 600 世帯から平成 27 年（2015）には約 730 世帯と増加している。

土地利用は、宅地域が 12%であり、そのほかの部分は水田を主とする農地である。流域は一般国道 55 号が横断しており、県南への主要交通の一つとなっている。

流域の産業別就業者構成は、平成 22 年（2010）の国勢調査によると第 1 次産業 13%、第 2 次産業 31%、第 3 次産業 56%となっている。

苅屋川流域は、古くから「阿波公方^{あわくぼう}」のゆかりの地として伝えられている。阿波公方が住んでいた「平島館^{ひらしまやかた}」は苅屋川の右岸に位置しており、この一帯は苅屋川から水を引き入れていた。現在「平島館」は残っていないが、館跡に「阿波公方・民俗資料館」が建てられ、阿波公方であった足利氏ゆかりの品や屋敷の大甕、地元の玉・農具・民具等が展示されている。

2. 現状と課題

2-1 洪水，津波，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

2-1-1 洪水

流域では，昭和 46 年（1971）の台風 19 号や昭和 50 年（1975）の豪雨及び暴風雨等により，周辺一帯の住宅地や道路が浸水被害を受けてきたことから，平成 2 年（1990）より河川局部改良事業として苅屋川水門地点における計画高水流量を $45\text{m}^3/\text{s}$ と定め，平成 29 年（2017）現在，河口から一般国道 55 号間の築堤，河道掘削等の河川改修が実施されている。

しかし，平成 11 年（1999）の豪雨や，平成 16 年（2004）の台風 23 号にも浸水被害が発生している状況を踏まえ，引き続き，河川改修が必要である。

表 2-1 苅屋川水系の主な浸水被害

洪水年月日		降雨要因	水害実績					出典
			水害区 域面積 (ha)	被害棟数				
				全壊 流出	半壊・床 上浸水	床下 浸水	計	
昭和 46 年 (1971)	8 月 2 日	台風 19 号	50.00	－	－	－	－	水害統計
昭和 46 年 (1971)	8 月 27 日	台風 23, 25, 26 号 及び秋雨前線豪雨	17.00	－	－	－	－	
昭和 50 年 (1975)	8 月 5 日	豪雨及び暴風雨	71.20	－	－	1	1	
平成 11 年 (1999)	6 月 29 日	豪雨	0.14	－	－	8	8	
平成 16 年 (2004)	10 月 20 日	台風 23 号	0.03	－	－	2	2	

出典)「水害統計」国土交通省

2-1-2 内水氾濫

苅屋川下流の築堤区間では，洪水時において本川水位が高くなると，支川からの排水が困難になり，内水氾濫の浸水被害が発生しているため，被害の状況に応じて，適切な役割分担のもと，対策を講じる必要がある。

2-1-3 津波、高潮

苅屋川では、昭和 36 年（1961）の第二室戸台風に伴う高潮により大規模な浸水被害が発生したことから、同規模の高潮から被害を防止することを目的として、平成 12 年（2000）から苅屋川水門及び苅屋川排水機場の建設に着手し、平成 18 年（2006）に完了している。

また、近い将来に発生が予想される南海トラフを震源とした地震では、津波による浸水被害のほか、河川管理施設の損傷等が懸念される。このため、河口部周辺の河川管理施設の地震・津波対策を行う必要があるが、これまでの高潮対策により既存河川管理施設が「設計津波」の高さを満足していることから、まずは、苅屋川水門の地震・津波対策に平成27年度（2015）から着手している。

2-1-4 河川の維持管理

河川堤防・護岸、樋門、排水機場等の河川管理施設は、経年的な劣化、老朽化、洪水等による損傷による機能低下が懸念される。このため、河川の維持管理に関しては、河川巡視・点検等により、堤防・護岸、樋門、排水機場等の河川管理施設や流水の状態をモニタリングし、河川の多面的な機能を最大限に発揮できるように維持管理していく必要がある。

2-1-5 施設的能力を上回る洪水等への対応

我が国において、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生している。

さらに地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、大雨や短時間強雨の発生が施設的能力を大幅に上回る極めて大規模な洪水等が発生する懸念が高まっており、ひとたび大規模な浸水が発生した場合には、平地が大きく広がっていることから、流域界を超えて避難路を含めた一帯が浸水することになり、避難は困難になる。

このような状況を踏まえ、施設整備等のハード対策に加えて、出水時に住民が円滑かつ迅速に避難活動を行える防災情報、避難情報の提供・体制等が必要である。

2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

苅屋川水系には漁業権及び水利権の設定はない。しかし、河川水は動植物の生息・生育環境、景観、水質保全等多様な水環境の維持に重要な役割を担っていることから、今後も苅屋川の特性を踏まえた水環境を維持するためには、流況等の現況把握に努める必要がある。

2-3 河川環境に関する現状と課題

2-3-1 動植物

苅屋川における中流部では、河道内にヨシ群落とマコモ群落が帯状に分布し、地域に潤いを与える貴重な景観を形成している。この付近では、クロイトトンボ属、マユタテアカネ等が確認され、河床部ではマシジミ（環境省 RL^{※1}：絶滅危惧Ⅱ類）、カワニナ属、ユスリカ属等、多くの種が確認されている。また、ここでは緊急対策外来種のアメリカタザリガニが生息している。

魚類としては、ニホンウナギ（環境省 RL：絶滅危惧ⅠB類、徳島県 RL^{※2}：留意）、カワアナゴ（徳島県 RL：準絶滅危惧）、ゴクラクハゼ（徳島県 RL：留意）等が確認されているほか、苅屋川上流付近の水田の用水路では、ミナミメダカ（環境省 RL・徳島県 RL：絶滅危惧Ⅱ類）が確認され、レッドリスト掲載種が多くみられる。

下流部では、ニホンウナギやゴクラクハゼ、アユ、マハゼ等が確認されており、「汽水海水魚」、「通し回遊魚」といったさまざまな生活型の魚類が見られ、汽水域の河川環境を反映している。

また、この区間では、干潟、河道内の植生が底生動物の生息環境として重要な役割をしており、干潟とヨシ群落の付近では、フタバカクガニ（徳島県 RL：準絶滅危惧）、チゴガニ、ヤマトオサガニ、ケフサイソガニ等のカニ類が多く確認されている。



写真 2-1 苅屋川での確認されたレッドリスト記載種

2-3-2 水質

苅屋川において、平成 14 年（2002）に実施した水質観測結果によると、BOD が 5.4～5.6mg/L となっており、環境基準の河川 C～D 類型に相当するが、水質汚濁に係る環境基準の類型指定はされておらず、定期的な水質測定は実施されていない。

※1 「環境省 RL」：環境省レッドリスト（2019）を示す。

※2 「徳島県 RL」：徳島県レッドリスト（H31.1 時点）を示す。

また、苅屋川に漁業権、水利権の設定はなく、水質事故等も確認されていないが、宅地と農地で構成される流域であることから、生活及び生産活動が水質に与える影響は大きい。今後も、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全のため、関係機関と連携を図り、水質保全に取り組む必要がある。

表 2-2 水質調査結果

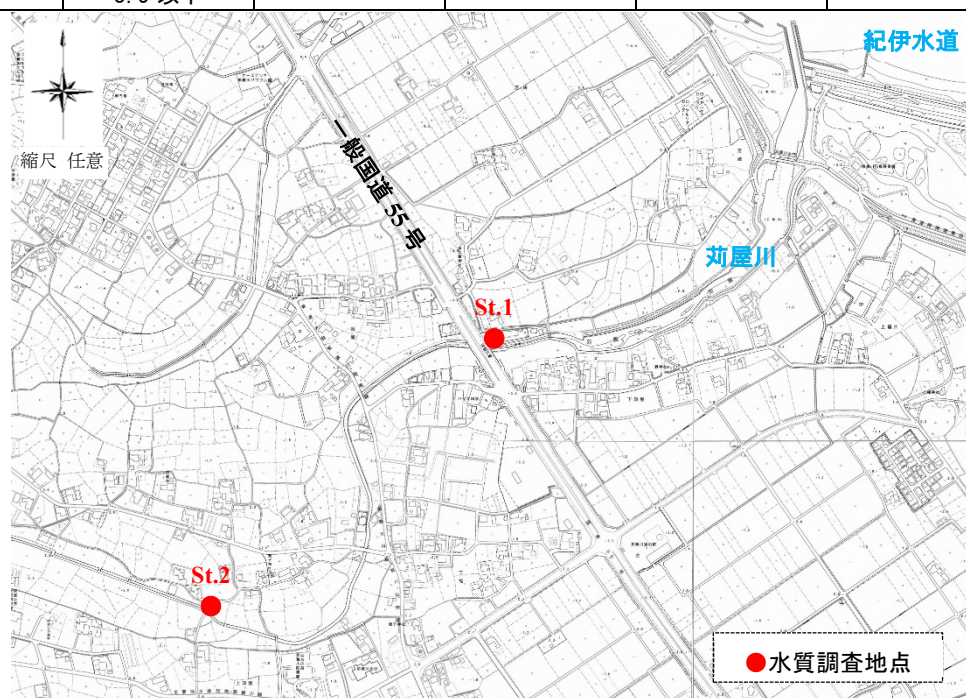
地点名	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
St. 1	7.4	5.6	5	9.6	79,000
St. 2	8.3	5.4	1	11.8	33,000

St. 1：一般国道 55 号苅屋川橋地点

St. 2：三面張水路下流端地点

表 2-3 環境基準の一覧表

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
C	6.5 以上 8.5 以下	5.0mg/L 以下	50mg/L 以下	5.0mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8.0mg/L 以下	100mg/L 以下	2.0mg/L 以上	—



阿南市都市計画図を使用して作成

図 2.1 水質調査位置図

2-3-3 河川空間の利用

苅屋川は、沿川に広がる田園地帯とともに、貴重なオープンスペースを提供している地域に密着した身近な河川であり、河川管理道が散策道として利用されている。

3. 河川の整備の目標に関する事項

徳島県では、洪水等や渇水への対応はもとより、流域全体の水管理という広い視点に立ち、強靱な県土づくりや、浸水被害の防止を最優先として県民が健全な水循環の恩恵を最大限に享受できる水管理を推進するとともに、水に関わる労苦の歴史や文化、健全な水循環の重要性に対する県民の理解と関心を深め、水に関わる歴史や文化を未来に引き継ぐための水教育を推進することにより、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与するため「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」を制定しており、この条例に基づき流域における水管理を推進していく。

3-1 河川整備計画の対象区間

苅屋川水系における河川整備計画対象区間は、表 3-1 に示す徳島県管理河川とする。

表 3-1 河川整備計画対象区間

河川名	区間		河川延長(m)	告示年月日
	上流端	下流端		
苅屋川	左岸 阿南市那賀川町苅谷 234 番 7 地先 右岸 同市同町工地 150 番 6 地先	海	1,330	S27.12.25 H20.9.18(追)

3-2 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定年度から概ね 20 年間とする。

3-3 河川整備計画の見直し

計画の対象区間及び対象期間は、現時点での流域の社会状況、水害の発生状況、河道状況等を踏まえ設定したものである。今後は、これらの状況の変化や新たな知見・技術の進捗等により、河川整備の変更の必要性が生じた場合には適宜見直しを行う。

3-4 洪水，津波，高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3-4-1 洪水による災害の防止又は軽減

苅屋川では，地域住民の生命・資産を洪水から守るため，過去に発生した洪水，河川の規模，流域資産，県内の他河川とのバランスを考慮し，平成 11 年(1999)6 月豪雨による洪水等の既往洪水について検討した結果，年超過確率 1/30 の規模の洪水^{※3}を安全に流下させることを目的に，河道掘削，河道拡幅，護岸整備等の河川整備を実施する。

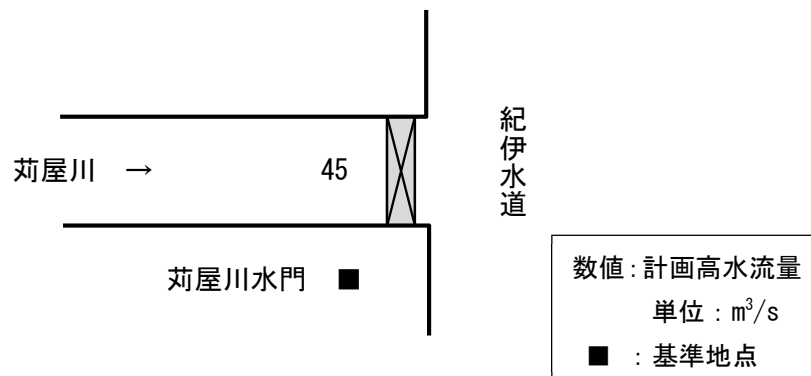


図 3-1 計画高水流量配分図

3-4-2 内水による災害の防止又は軽減

内水による浸水被害が著しい箇所においては，今後の被害発生状況を注視しつつ，関係機関と連携し，適切な役割分担のもと，必要に応じて内水対策を行い，被害の防止・軽減に努める。

3-4-3 津波，高潮による災害の防止又は軽減

苅屋川に進入する河川津波及び高潮に対しては，河口部の苅屋川水門と海岸堤防により一体として防御する。

また，最大級の強さを持つ地震動^{※4}に対して，河川管理施設の耐震性能照査等を行った上で必要な地震・津波対策を実施し，津波等による浸水被害の防止を図る。

※3 「年超過確率 1/30 の規模の洪水」：毎年，1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30（3%）である洪水。

※4 最大級の強さを持つ地震動（レベル 2 地震動）：現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さをもつ地震によって発生する揺れ。

3-4-4 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、河川の現状や地域の特性を踏まえつつ、災害発生の防止や軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関と連携しながら、河川の有する本来の多面的な機能及び、河川整備により向上された機能が維持できるように適切に実施する。

3-4-5 施設的能力を上回る洪水等への対応

施設的能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とする。

このため、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携しながら、円滑かつ迅速な避難や、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施に努める。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

荊屋川では動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、水質保全等の水環境を良好に維持するよう、必要な流量の設定・確保に努める。

3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

3-6-1 動植物

荇屋川は現在、中・下流部において、汽水域・湛水域・湿原を利用する多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の場になっており、豊かな自然環境を形成している。一方で、特定外来生物を含む多くの外来種も確認されている。今後も、関係機関と連携を図り、自然環境に関する情報収集・共有に努めるとともに、河川の特性を十分に考慮し、現在有している良好な自然環境の保全に努める。また、特定外来生物の生息・生育域の拡大防止に努める。

3-6-2 水質

荇屋川の水質については、必要に応じて調査・監視を行い、関係機関と連携を図り水質保全に努める。

3-6-3 河川空間の利用

荇屋川は、地域において身近な川となっていることから、住民に親しまれるような水辺空間の整備と保全に努めるとともに、流域全体で河川環境の整備と保全に取り組むことにより、河川愛護の定着と啓発に努める。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4-1-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

苅屋川水系における治水に関する現状と課題を踏まえ、整備計画の目標を達成するために、今後概ね 20 年間に河川整備を実施する河川整備の内容は、流域の状況、過去の被災状況及び規定計画と現在までの実施状況、さらに河川環境等を考慮し、表 4-1 及び図 4-1 に示すとおりとする。

なお、災害復旧工事、局部的な改良工事及び維持工事等は、表 4-1 及び図 4-1 にとらわれず、必要に応じて実施するものとする。

表 4-1 河川整備の種類及び施行の箇所

河川名	実施区間	実施延長 (km)	実施内容
苅屋川	苅屋川水門上流付近 ～市道 ^{てしまたくむじ} 手島工 ^て 地 ^む 付近	約 920m	河道掘削、堤防・護岸整備等
	苅屋川排水機場	—	地震・津波対策

注) 気象、社会情勢等の条件により適宜見直しを実施する。

注) 災害復旧工事、局部的な改良工事及び維持工事は、必要に応じて実施する。

注) 今後の状況の変化により、必要に応じて本文に示していない場所も施工することがある。

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

○ 河道掘削，河道拡幅，護岸整備等

整備計画の目標流量を安全に流下させるため，荊屋川水門上流（No.18）付近から市道手島工地線付近までの区間において，河道掘削，河道拡幅，護岸整備等の河川整備を実施する。

河川整備は，次の点に留意して実施する。

- ・平面形状は，原則として現状の河道形状を尊重して設定する。
- ・縦断形状は，改修済区間や未改修区間の河床高や堤防高，沿川の地盤高等を考慮して設定する。また，縦断的な水の連続性の確保に努める。
- ・横断形状は，周辺の田園環境と河川を移動する生物の移動経路を確保するため，護岸の勾配，素材に配慮するほか，河道形状に多様性を持たせる。また，河道内の管理等を容易にするため，水辺へのアクセスのしやすさを確保する。

河川工事の実施にあたって，必要に応じて環境調査の実施や専門家からの指導・助言を受けた上で，ヨシ群落の保全に留意しつつ，動植物の生息・生育・繁殖環境や河川利用，周辺地域に配慮した整備を実施する。

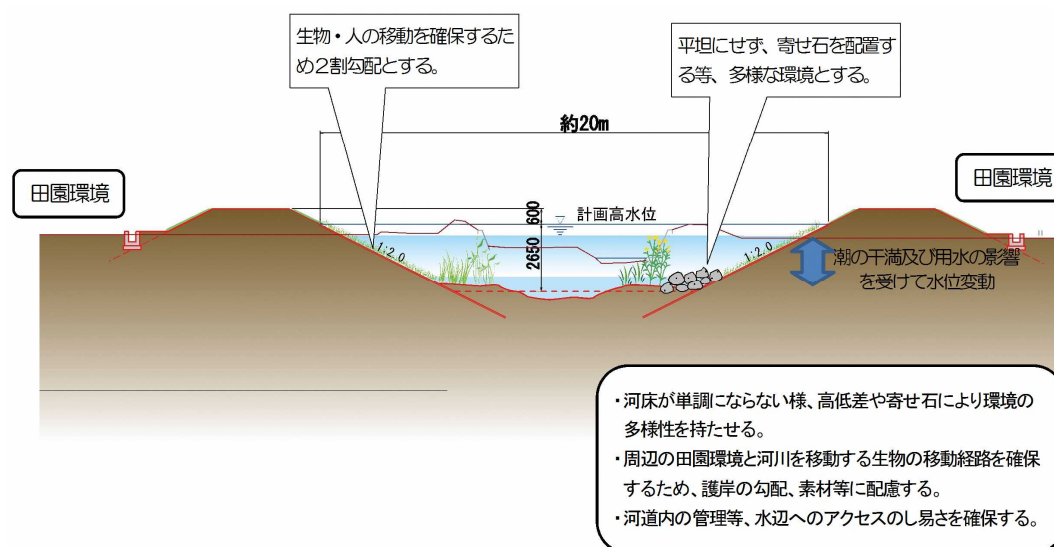
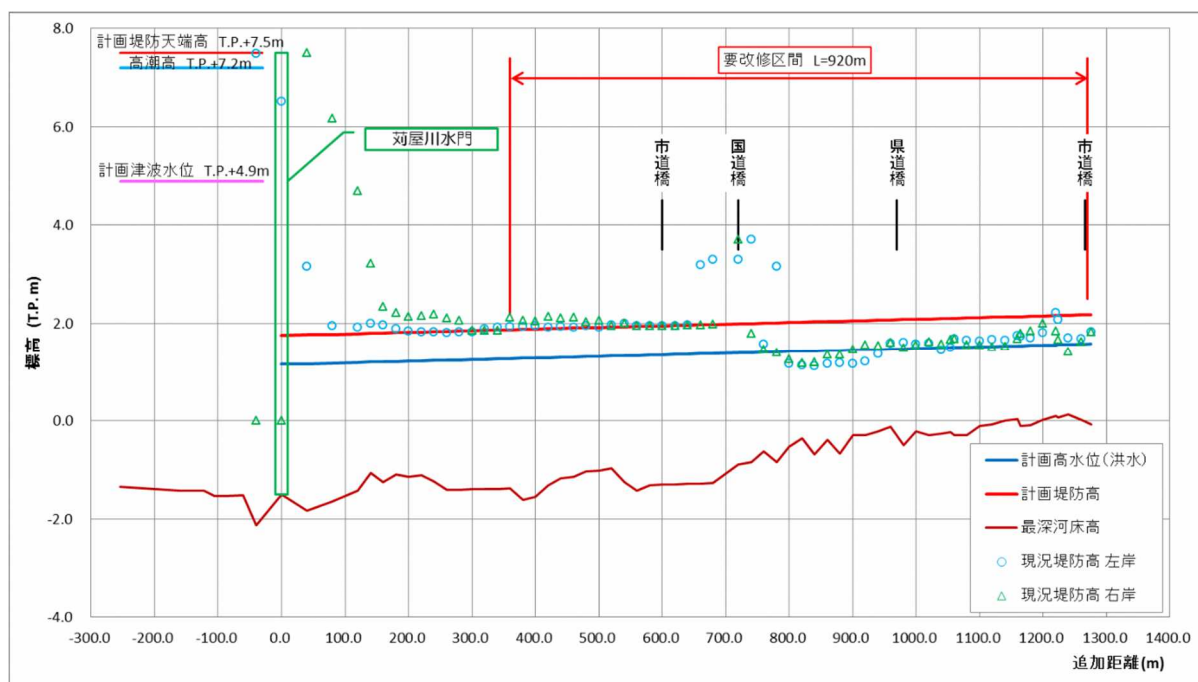


図 4-2 堤防・護岸整備等のイメージ



T.P : 東京湾平均海面

図 4-3 苅屋川縦断面図

(2) 内水対策

内水被害を軽減するため、内水被害の著しい地区については、関係機関と連携し、適切な役割分担のもと内水対策を検討し、必要に応じて適切な対策を実施する。

(3) 津波等への対策

南海トラフを震源とした地震により水門等の河川管理施設の損傷や操作への支障が生じた場合、津波及び洪水による浸水被害の発生が懸念される。苅屋川では河口部の苅屋川水門に併設している苅屋川排水機場を対象に、予想される被害状況、社会的状況等を考慮し、必要な地震・津波対策を実施する。

(4) 施設の能力を上回る洪水等を想定した対策

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を踏まえ、氾濫が発生することを前提に社会全体で常に洪水に備えるため、平成 30 年 5 月「徳島県南部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会」を設置した。今後、県と市等が連携して危機管理体制の強化を図り、被害の軽減に努める。

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

荇屋川の維持管理については、「災害発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」等の観点から、河川の有する機能が十分発揮できるよう、関係機関や地域住民と連携し、次の事項を実施する。

4-2-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 流下に対する障害物の管理

洪水時の流下能力を維持するために、河道内の土砂の堆積や植生の繁茂状況を監視し、治水上著しい支障となる場合は、河川周辺の景観や河川環境に配慮して、除去、伐採等の対策を実施する。

(2) 河川管理施設の維持管理

既存の堤防、護岸、樋門等の河川管理施設の機能を十分に発揮できるように、出水期前や平常時の河川巡視による点検を行い、現有機能を適切に把握・評価を行ったうえで、適正な機能が維持できるよう補強、補修を実施する。

また、水門等の操作は、操作規則により、施設管理者や操作人と連携して確実な操作を実施する。

なお、施設規模が大きく、機能停止による社会的影響が大きい主要な河川管理施設については長寿命化計画に基づき、対策を実施する。

表 4.2 河川管理施設数一覧（水門・樋門等）

河川名	種別	名称	所在地	備考
苅屋川	水門・樋門	苅屋川水門	阿南市那賀川町芳崎	H3.25*B12.25*2 連 電動油圧式
	水門・樋門	苅屋閘門	阿南市那賀川町芳崎	H3.75*B3.00*1 連 電動油圧式
	水門・樋門	苅屋閘門	阿南市那賀川町芳崎	H4.05*B3.00*1 連 電動油圧式
	水門・樋門	苅屋樋門	阿南市那賀川町芳崎	H2.00*B1.50*1 連 電動油圧式
	水門・樋門	苅屋陸閘	阿南市那賀川町芳崎	H2.00*B1.00*1 連 片開き式ゲート
	水門・樋門	芳崎樋門	阿南市那賀川町芳崎	H1.80*B3.60*1 連 電動油圧式

表 4.3 河川管理施設数一覧（排水機場）

河川名	種別	名称	所在地	備考
苅屋川	ポンプ場	苅屋川排水機場	阿南市那賀川町苅屋	1.5m ³ /s (800mm) *2 台

表 4.4 河川管理施設一覧（水文観測所）

区分	観測所名	河川名	住所
水位	苅屋川	苅屋川	阿南市那賀川町芳崎 4 9 4 番地

(3) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理のために必要な河川水位や流域近傍の雨量等の河川情報の収集・整理を実施する。特に、水位や雨量等の河川情報は、洪水時の水門・排水機場等の施設操作、水防活動等の基礎情報となることから、テレメータ等によりリアルタイムで収集し公開する。

(4) 災害復旧

洪水や地震の後には、適宜巡視を行い、河川管理施設等の損壊や異常堆積が発見された場合には速やかに災害発生原因の調査・検証を実施し、適切に復旧する。

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

苅屋川は網状となっている周辺の水路の基幹として、動植物にとって貴重な水辺となっている。このような状況を考慮しつつ、流水の正常な機能を維持するために必要な河川流量を検討するための情報収集に努める。

4-2-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境の保全・維持管理

苅屋川は、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっている。豊かな自然環境に恵まれた流域内の河川環境を保全するため、日頃から河川環境や動植物の生息・生育・繁殖環境の変化の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携するとともに、専門家からの指導・助言を受けて適切な管理に努める。また、特定外来生物の生息・生育域の拡大防止のための駆除等、必要に応じて適切な対応を実施する。

(2) 水質の保全

苅屋川の水環境を維持するため、水質状況を監視しながら、関係機関と連携を図り水質保全に努める。

また、水質事故の発生や異常水質が確認された場合には、関係機関や河川周辺の住民等との連携により、迅速かつ適切な対処に努める。

(3) 河川空間の適切な管理

周辺の田園と調和した河川空間が維持できるように、定期的な河川巡視を実施し、適切な管理を実施するとともに、地域と一体となって草刈りや清掃活動等を行い、河川空間の保全に努める。

5. 連携・協働

荊屋川を「流域内外と調和のとれた安全で地域に密着したふるさとの川」とするためには、地域住民、関係機関、河川管理者が一体となって以下のような連携・協働に取り組んでいく。

5-1 地域住民・関係機関等との連携・協働

5-1-1 地域住民等との連携

河川整備を進めるには、地域住民・地元企業の理解と協力が必要不可欠である。このため、日常的な河川管理や河川環境改善の取組への住民・企業の参加を推進し、地域の意見を反映し、地域と一体となった川づくりを進める。OUR リバーアドプトをはじめとする施策により、地域住民・地元企業やボランティア団体による草刈り、ゴミ拾い等の活動を支援するとともに、河川環境づくりに携わる機会を増やし、地域のための河川環境づくりの意識向上に取り組む。



図 5.1 官民の連携・協働のイメージ図

5-1-2 関係機関との連携

環境部局，農林部局，教育機関，NPO，ボランティア団体，関係自治体と連携を図りながら，効果的，効率的な河川整備を進める。

5-1-3 水教育

将来の地域を担う子供達が，河川への関心を高め，現存している良好な河川環境の重要性が実感できるように，教育機関や関係機関と連携して水教育の推進に努める。

5-2 危機管理体制・水防活動

5-2-1 河川情報の高度化・提供

洪水、津波、高潮等の災害時に、流域内の雨量や水位状況等の防災情報を迅速に把握し、阿南市や住民に確実に提供することにより、水防活動や避難措置を支援し、被害の最小化を図る。このため、降雨や河川水位を監視・伝達するための情報基盤整備の高度化、情報伝達体制の強化に努める。

5-2-2 防災体制と防災情報の強化

洪水、津波、高潮等による被害の軽減を図るため、主要洪水の浸水マップや重要水防箇所の公表、水防体制の強化、防災意識の啓発を実施する等して、緊急時に円滑な水防活動、住民の安全な避難行動が行えるようにする。また、住民が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報の改善・拡充に努める。

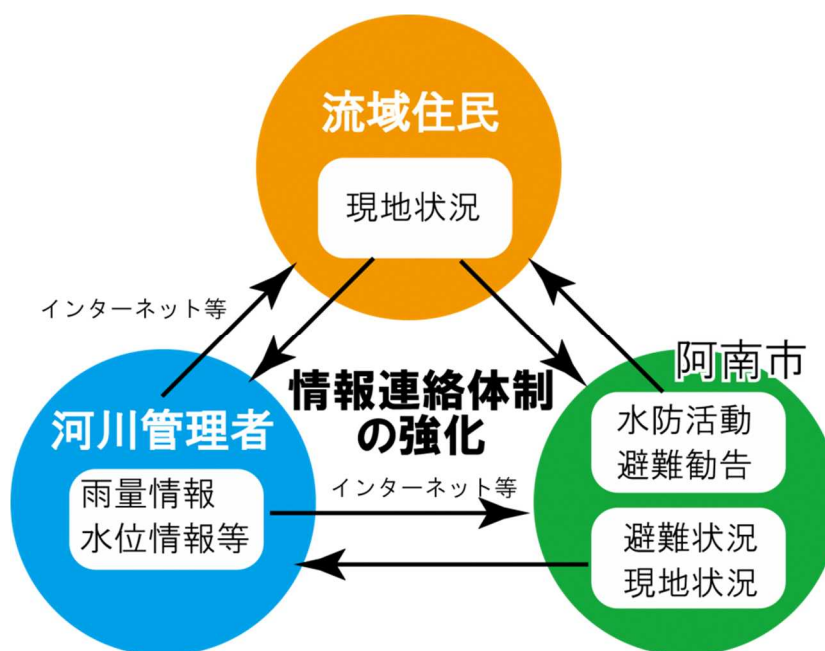


図 5.2 情報連絡体制のイメージ図